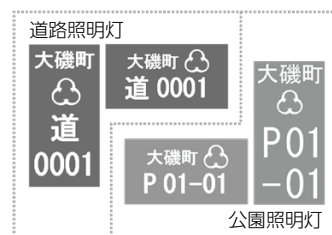


4月1日から道路照明灯及び公園照明灯のコールセンターが設置されます。照明灯が消えているなど、異常にお気づきの際は、照明灯の電柱及びポールに貼り付けられた表示板の照明灯番号または付近の住所等を、下記までご連絡ください。

▼大磯町照明管理センター

☎048(577)3650
(24時間365日対応)



↑この表示板が目印です。

山林の立木を伐採するときや、土地を取得したときは届出が必要です

問 産業観光課 ☎内線262

	森林の土地の所有者届出制度	伐採及び伐採後の造林の届出制度
届出が必要な場面	相続や売買契約、贈与などで森林の土地を新たに取得した場合	森林の立木を伐採する場合 ※伐採する立木が一本でも必要です。
提出期限	所有者となった日から90日以内 ※相続の場合は、被相続人の死亡日が「所有者となった日」となります。	伐採を始める日の30日～90日前まで ※伐採を完了した日から30日以内に状況報告書の提出が必要な場合もあります。
届出の方法など	・届出様式は、役場本庁舎3階産業観光課で配布。町ホームページでもダウンロード可能です。 ・届出の対象外の場所等もあります。事前にお問合せください。	

障害福祉センター（すばる）の予約方法が変わります

問 障害福祉センター ☎(73)4530

パソコンやスマートフォンを利用し施設利用予約システムにて障害福祉センター（すばる）の予約ができるようになります。利用者登録、利用開始日、利用方法などは町ホームページでご確認ください。

なお、公共施設の利用は、利用者登録が必要です。

※施設利用予約システムによる利用予約申込開始に伴い、申込書や電話による予約申込は順次終了します。

※パソコン、スマートフォン、インターネットの利用が困難な場合は、施設に利用者端末を設置していますのでご利用ください。利用方法については、設置施設でご確認ください。

▶申込み開始日 4月1日(月)

▶利用月 町内団体 6月、町外団体 7月



固定資産税のお知らせ

問 税務課 ☎内線255

【土地・家屋の価格等縦覧帳簿の縦覧】

自己の所有する土地・家屋の評価額が適正かどうかを判断できるよう、価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。

▶縦覧できる方 固定資産税の納税者本人またはその代理人

▶縦覧期間・場所 4月1日(月)～5月31日(金)※土・日・祝日を除く。税務課窓口

▶必要な物 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、納税通知書など）、委任状（代理人の方のみ）

【固定資産課税台帳の閲覧】

自己に関わる固定資産の課税内容、税額等を確認できるよう、固定資産課税台帳を閲覧することができます。

▶閲覧できる方 ①大磯町内に固定資産を有する方またはその代理人 ②納税管理人 ③借地人・借家人 ④令和6年1月2日以降の所有者（相続人を含む。） ⑤管財人

▶閲覧期間・場所 通年 ※土・日・祝日を除く。税務課窓口

※令和6年度分は4月1日(月)から閲覧できます。

※縦覧期間（4月1日(月)～5月31日(金)）中は、固定資産課税台帳の写しを無料で交付します（令和6年度分のみ）。

▶必要な物 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、納税通知書など）、委任状（代理人の方のみ）、権利関係等を証明する書面（賃貸借契約書、売買契約書、戸籍謄本など。③～⑤に該当する方のみ）